

## 第30回政策評価審議会

1 日 時 令和4年10月20日（木）10時00分から11時00分

2 開催方法 Web会議により開催

3 出席者

（委員）

岡素之会長、森田朗会長代理、岩崎尚子委員、牛尾陽子委員、薄井充裕委員、田渊雪子委員、田辺国昭臨時委員

（総務省）

清水行政評価局長、砂山大臣官房審議官、平池大臣官房審議官、大槻総務課長、辻企画課長、高角政策評価課長、安仲評価監視官、柴沼評価監視官

4 議 題

今後実施する行政運営改善調査のテーマ案について

5 資 料

資料1 テーマの検討状況

資料2 医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査（案）

資料3 浄化槽行政に関する行政評価・監視（案）

参考資料 前葉委員提出資料

6 議 事 録

（岡会長） それでは、第30回政策評価審議会を開会いたします。

本日は、前葉委員、横田臨時委員が御欠席でございます。そのほかの委員の皆様には、テレビ会議システムにより御出席いただいております。

それでは、議事に入ります。議題は、「今後実施する行政運営改善調査のテーマ案につい

て」です。今回は、二つのテーマ案について議論いただきます。個別テーマの議論に入る前に、行政評価局におけるテーマの検討状況について、事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(辻企画課長) 企画課長の辻です。それでは、資料1を御覧いただければと存じます。

行政運営改善調査の調査テーマにつきましては、従前は、毎年、年度が始まる前の行政評価等プログラムにおいてまとめて決定するという形で実施をしておりましたけれども、これではなかなかタイムリーに調査が実施できないということで、令和3年に政策評価審議会から「しなやかな評価」などの提言を頂いたことも踏まえまして、今年度から調査テーマの選定のやり方を見直すこととしております。

具体的には、行政相談や、本省・管区での情報収集活動を通じて把握した行政上の課題を基に、行政評価等プログラムで示された選定方針に沿って調査テーマの検討を行い、政策評価審議会の議論を経て随時決定をすることとしております。

この資料1では、現在調査を実施中及び検討中のテーマについて、便宜的に四つの重点的取組分野ごとに整理をさせていただいておりますが、前回の政策評価審議会では、この中で「ため池の防災減災対策」、「自然災害の伝承活動」、それから「ごみ屋敷対策」、この三つのテーマについて御審議いただいたところです。これに加えて、今回赤字にさせていただいております二つのテーマについて、調査の実施に向けて御意見をお伺いするものです。この後順次御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日御欠席の前葉委員より、本日の議題に関しましてあらかじめ文書で御意見を頂いており、資料として配付をさせていただいておりますので、その旨、御報告をさせていただきます。

事務局からは以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

次に、個別のテーマ案に入ります。一つ目は、「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査(案)」です。

事務局からの説明をお願いいたします。

(安仲評価監視官) おはようございます。担当の評価監視官をしております安仲と申します。よろしくお願いいたします。

資料2を御覧ください。まず、上の四角の冒頭に、医療的ケア児が親、保護者の付添いなしに、学校で医療的ケアを受けられる環境を整えると書いておりますが、これがこの調査の

狙いとして掲げているところです。

その下の把握している状況のところですが、胃ろう、たんの吸引、あるいは人工呼吸器といった医療的ケアあるいはデバイスが欠かせないお子さんが医療的ケア児と言われておりますけれども、10年前に比べて2倍近く増加しており、令和2年の時点で19,000人ほどいるという統計になっております。医療技術が進歩をしまして、生まれたときに非常に低体重であったり、疾患があったり、あるいは障害があっても助けられる命が増えてきたという一方で、こうした児童が増加をしてくるしております。

医療的ケア児の方については、医療的ケアを行える人がいませんと、いろいろな福祉のサービスを受けるにしても、学校に行くにしてもなかなか通えません。どうしても通おうと思うと保護者の付添いが求められて、場合によっては就労ができないということで、経済的な困窮にもつながってくるというような指摘もございました。

そうした中で、国会でいろいろと議論がされて、昨年、医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律が成立しまして、昨年の9月から施行されて、今ちょうど1年ほどを迎えたところです。

法律の成立の前から、私どもの出先の管区の方からいろいろな現地の情報が随時寄せられておりまして、私どもも関心を持っていましたが、施行後の状況をいろいろ見ておりましたところ、かなりの都道府県などで、医療的ケア児、あるいはその家族からの悩みですとか、あるいは相談に対応していく支援センターというものの開設が順次進められており、また、昨年度には障害福祉サービスの報酬改定などもありまして、そのような就学前の児童発達支援であったり、あるいは就学後の放課後等デイサービスで医療的ケア児を受け入れれば報酬の引上げ等の措置が講じられたことで、医療的ケア児を受け入れる施設も増えてきていると承知しております。

ただ、その一方で、いろいろ見てみますと、例えば、法律では保護者の付添いがなくても学校で適切な医療的ケアが受けられるようにすることになっておりますが、小学校への入学に際して保護者から相談を受けた教育委員会が看護師の手配に動いたのだけれども、時間的な制約もあって間に合わず、そのために保護者が医療的ケア児に付き添うため離職を余儀なくされているといった例もあるようです。

それで、左下の枠です。考えられる要因ということで、家族会、実際に医療的ケア児をお持ちの保護者の方、支援している団体、あるいは教育委員会などの現場を取材しまして、現時点における私どもの仮説を書いております。

一つは、看護師などの医療的ケアを行える人を確保できないことで、地元の学校に通えないのではないか。これは、都道府県、政令市あるいは中核市などでは、福祉部局が中心となって、地域にどんな医療的ケア児がいるかといったようなことを調査・把握しているケースが多いのですが、その情報がどうも地域によっては教育委員会の方に届いていないといったようなことがございまして、そのために、例えば就学相談や、あるいは入学前の健康診断で、医療的ケアが必要な児童がいるということが分かってしまっていて、そこから対応しようとしても予算が間に合わない、あるいは看護師を募集しても間に合わないといったようなことが出てきているということです。

ただ、看護師でなくても一定の研修を受けて医療的ケアを行える人、介護の現場などで活躍されている方がいらっしゃいますが、そういった方も活用していいように法律では書いてあるのだけれども、現場ではまだなかなか浸透していないのではないかといた御意見も頂きました。

二つ目は、教育委員会あるいは学校の方で、看護師に医療的ケアを行わせるのですけれども、その範囲を制限しているということで、保護者が付添いなどの対応をしているのではないかといたことです。例えば、うちの学校では人工呼吸器は操作させませんということで保護者の方が付き添われているような例や、あるいは、胃ろうは看護師が行ってくれますが、このための栄養剤は、冷蔵庫に保管しておく衛生面の問題があるということで、保護者の方にお昼に届けてほしいといった要請があつて、ただ、保護者の方も毎日に対応ができないので、その学校に行くのはやめて特別支援学校の方に進学したところ、そちらでは普通に冷蔵庫で保管してもらって与えてもらっているといったことが起きているといった例もお聞きしております。

校長先生や副校長など、学校側も必ずしも医療に精通している訳ではないということで、児童の安全を考えてということだろうとは思いますが、もう少し主治医、あるいは専門医との連携であったり、相談の仕組みが整うと、そういったところが開けるのではないかと考えているところです。

それから、三つ目は災害時の避難対策ですが、これは保護者の方のお話として、いろいろと大きな震災が起きたときに、もうこの子となるようにしなければならないというような、半ば悲痛な諦めのようなお気持ちをお聞きしたのを端緒に、実際にその現場の方で、何か災害が起きたときにどういう対応をしているのだろうか聞いたところ、何かしなければならないのだけれども、まだ手がついていないといったようなお話もあったものですから、この機会

に併せて実態を把握しようと考えているところです。

医療的ケア児支援法は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と一緒に教育を受けられるように最大限配慮する、医療的ケア児本人あるいはその保護者の意思を最大限尊重する、また、その住んでいる地域に関わらず等しく適切な支援を受けられるようにするというような理念を掲げておりますが、その具体化の一步として、今回、医療的ケア児と学校の関係の部分を見てみようかと企画しております。

また、この法律は3年後の見直し規定がございます。また別途、災害時のケアについても検討課題とされておりますので、今回の調査がこうした検討や見直しにも資するようになるのになれば良いと考えております。

私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

(岡会長) 安仲評価監視官、ありがとうございました。

せっかくですから、皆様に資料として配付されている前葉委員の御意見について、安仲評価監視官からポイントを御披露いただけますか。

(安仲評価監視官) 前葉委員からは、今、津市では、私どもが仮説で申し上げた福祉部局と教育部局との連携がしっかりとできているということで、そこは地域によるのだろうと考えております。

また、非常に現場の方をお詳しくて、恐らく人材の部分と財政面の部分がどうしてもネックになるのではないかとというように御指摘されています。確かに看護師などは、特に医療の現場でもそうですし、介護の現場でも引く手あまたということで、どれだけ教育の現場の方で確保できるのかといったようなこともあります。また、看護師でなくても一定の研修を受けて医療的ケアを行える方なども介護の現場でもニーズが高いということもあります。そういった点について各地でどのような取組をしているのか、あるいは実態としてどうなのか、そういったところをよく聞いてまいりたいと思います。

それからもう1点、前葉委員からは、看護師以外のいろいろ細々したところをヘルプするような方も必要ではないかといったような御指摘がありましたので、その辺はよく現場の声を聞いて、どういった対応が可能なのか、よく調査をしてみたいと考えております。

(岡会長) 安仲評価監視官ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様方から御質問あるいは御意見などを頂きたいと思っております。いかがでございましょうか。田淵委員、どうぞ。

(田淵委員) ありがとうございます。2点コメントさせていただきたいと思っております。

この調査の対象となる府省というのは、文部科学省ということを確認させていただきましたが、文部科学省だけで対応できるテーマではなく、厚生労働省でも医療的ケア児等総合支援事業を実施されているので、文部科学省と厚生労働省の連携が非常に重要になってくると思います。その部分に関してもどういう形で連携が取れているのかをしっかりと把握していただくといいのではないかと思います。

2点目になります。先ほど、医療的ケア児の就学環境整備がこの調査の狙いという御説明があったかと思いますが、このテーマは、医療的ケア児とその家族に対する支援ということになっております。この調査では、家族については親御さんの離職の防止が支援の軸になっているのではないかと思います。ただ、家族の中には、医療的ケアを必要としているお子さんの御きょうだいがいらっしゃいます。その御きょう代いは、ヤングケアラーとして実際にケアをされたり、日々大きな不安や負担を抱えながら過ごしているという状況にありますので、そうした御きょうだいへの支援についても目を向けていただきたいと思います。

この資料ではそうした点が触れられていないので、今後この調査の中で、御きょうだいへの支援について、どういう位置付けになっているのかというのを確認させていただきたいと思います。

以上です。

(岡会長) 田渕委員、ありがとうございました。

安仲評価監視官、何かコメントがあったらお願いします。

(安仲評価監視官) 田渕委員、ありがとうございます。

1点目の、文部科学省と厚生労働省の連携ですが、今、私どもが一つ承知しているのは、医療と教育の現場の連携が重要ということで、その点は、従来、主治医などから学校に、この子はどういうケアが必要だということが書かれた指示書が出されていますが、医者同士の専門的なやり取りではないので、それでは学校医の方が必ずしもその子の状態がよく分からないという話がありました。そこで、令和2年度に主治医から小・中学校の学校医への診療情報の提供が保険適用になりまして、一つステップが踏まれました。今年度から、更に適用の範囲を高校生ぐらいまで拡大をして、なおかつ今まで年1回であったものが、ケアの内容や方法が変わればそのときにまた適用になるといった措置が講じられております。専門の方からすると、医療と教育の連携を非常に促進するものと評価されております。そういったところが一つ連携としてはあるのだろうと思います。

委員の御指摘のあった医療的ケア児等総合支援事業などは、まだ不勉強ですが、今後、設

計に当たりまして、よく勉強して考えていきたいと思っております。

それから、きょうだい児の関係は、私もシンポジウムなどを拝見して、保護者の方はどうしても医療的ケア児の方にかかりきりになるということで、きょうだい児は我慢を強いられ、あるいは、場合によってはきょうだい児の方がそのケア児の医療的ケアをやっている例があるという話をお聞きしております。

今回は、先ほど委員がおっしゃったように、就学の関係で、どちらかという保護者の負担軽減みたいなどころがありますが、それ以外の部分につきましても、今回の調査では保護者の方にいろいろ御意見、御要望をお伺いしようと思っております、そういった中で、全体でどんな問題があるのかというのは、ぜひ整理をしたいと考えております。

先ほど委員からもありましたように、ヤングケアラーという問題が非常にクローズアップされまして、今、各府省もそうですし、現場の地方公共団体のほうでもいろいろ取組を進めているということで、私どもも関心を持ってその辺の状況をよく見ていって、必要があれば調査ということも視野に入れておきたいと考えております。

(岡会長) 安仲評価監視官、ありがとうございました。

ほかの委員の方、いかがでございましょうか。田辺臨時委員、どうぞ。

(田辺臨時委員) ありがとうございます。

私、中央社会保険医療協議会の会長をやっていたとき、令和2年の改定の中で、この医療的ケア児の主治医からの学校の方との連携に点数をつけた記憶がございます。診療報酬の中で、連携に関わる部分というのはなかなか微妙なところ、つまり、直接治療などを行っている部分ではなく、外に対するオファーなので、どういう限定ができるか等を議論した記憶がございます。

一つは、医療との連携は、医療を実際に行っているところは主治医の方が近いため、どういう形で情報を出しているのか、その件数が具体的にどのくらいになっているのかということは把握できると思います。それがどういう風に使われているのか、かつその地域分布みたいなものを見てみると、どういう地域で使いやすくなって、どういうところではなかなか使いづらいのかというようなことも分かるかもしれません。

あともう一つは、基本、医師会の方も割とサポートティブでありまして、彼らがどういうところを問題と思っているのか。もちろん診療報酬の中で入っただけですので、それをどのように使うのか、使いやすさはどうなのかといった点を含めて聞いていただくと、医療提供側の事情、ボトルネックも分かるかと思えます。

他方、学校の方は、学校医が中心になってやるのだらうとは思いますが、学校医は忙しいというよりも人数がかなり限定されているので、実際の作業は、彼らよりもむしろ看護師ないしは福祉関係の方々になってくるのだらうと思います。

最大の問題は、恐らく看護師の確保が非常に難しいことなのだらうと思います。これは別に学校現場だけではなく、世の中の病院がみんな看護師を募集中という状況なので、市場がそうになってしまっているのは問題かとは思いますが。ただ、逆に言うと、どういう募集をかけているのか、恐らく、実際に入ると医療現場はきついということがあり得ると思いますので、そういう状況というのを把握して、何がボトルネックになっているのかをしっかりと調べたいと思っています。

ただ、医療的ケア児の問題は、そこに補助金を出せば何とかなるような単にお金で済む問題ではなく、連携の体制をどう作っていくのか、かつその連携の体制が、一般の民間の医者の方、それから、そこで活動する看護師の方、福祉部局、特に医療的ケア児は介護保険の対象になりませんので、福祉、医療の現場、それから学校当局が連携していく体制をどういう風に築き上げていくのかということが非常に重要な問題になっていますので、これをしっかりと調べたいです。どういう連携の中に問題があるのかということも把握して、勧告に結びつけていただければと思います。

介護にせよ、それから医療にせよ、福祉にせよ、恐らくキーワードは「連携」でありまして、いろいろなところで連携、連携と言っているのですが、言っているということは、逆に言うと、うまくいっていないということです。これがうまくいっていない原因をここで見つけると、恐らくほかのいろいろな連携すべき領域にアドバイスといいますか、その知見を生かした方向性を打ち出すことが可能だと思いますので、そういった応用ができるということも含めて調べたいと思っています。非常に良いテーマだと思っているというのが私の感想です。

以上です。

(岡会長) 田辺臨時委員、ありがとうございました。

安仲評価監視官、コメントがあればお願いします。

(安仲評価監視官) 田辺臨時委員から期待の高いボールを頂いたので、少しでもそれをこなせるようによく設計して対応したいと思っています。ありがとうございます。

(岡会長) ひとつよろしく願いいたします。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。森田委員、どうぞ。

(森田会長代理) 今の田辺臨時委員の発言を受けてですけれども、このケースに限らず、最近、我が国では人口が相当減ってきており、その中でも生産年齢人口が大幅に減少しております。これがいろいろな行政上の課題を生み出していると思います。看護師が不足しているということですが、それ以外のところでもいろいろな専門職の方が、例えばカウンセラーなどもそうですけれども、なかなか集まらないというのが問題になっておりますし、ほかのところでも現在の給与水準では、そうした高度な専門職の方をたくさん集めることがなかなか難しくなっております。ただ、社会そのものが非常に複雑になってきておりますので、それに応えるためには、そうした人たちを置くことが必要だというのは、一方では政策的な要請になりますけれども、他方では、現実にそれを担えるだけの人が集まらないという問題がいろいろなところから出てきていると思います。これは一つのケースとして、この単なる医療的ケア児だけではなくて、共通する問題点だと思いますので、そういう視点でもぜひこの調査をしていただきたいというのが1点目です。

それと関連して2点目は、これも田辺臨時委員の指摘にあったところですが、そうした人が足りない状態ですので、できるだけ分担をして連携をしていくという仕組みが重要になってまいりまして、そのときには、情報の共有が非常に重要な仕組みであると思います。現在いろいろな意味でのDXという形でそういう試みがなされておりますけれども、そういう視点から、いかに情報を共有することによって限られたマンパワーを効率的に使うかという、そういう観点からもぜひこの問題について取り組んでいただきたいと期待しております。

以上です。

(岡会長) 森田委員、ありがとうございました。

安仲評価監視官、コメントをお願いします。

(安仲評価監視官) ありがとうございます。

人的な資源には限りがあり、各地でいろいろな工夫がされているというのは幾つか承知しておりますので、実際のところをよく聞いた上で、恐らく、正に地域のいろいろな人的資源であったり、あるいは医療的ケア児の状態やケアが必要な頻度などにもよると思いますが、良い事例の横展開といっても、どういう条件がそろえばうまくできるのか、こういうところではこういうケースがうまくいくけれども、どこでも使えるわけではないというのもあると思いますので、そういった地域のいろいろな現場の工夫なりも含めてよく調べてみたいと思っております。ありがとうございました。

(岡会長)       ありがとうございました。

このテーマはかなり重いし、ほかにもいろいろな関連性もあるということで、ぜひ調査を進めていただきたいと思います。

それでは、二つ目の「浄化槽行政に関する行政評価・監視（案）」についてです。

まず、事務局からの説明をお願いいたします。

(柴沼評価監視官)       評価監視官の柴沼と申します。浄化槽のテーマについて御説明いたします。

まず、浄化槽についてのイメージを持っていただくために、資料3の参考、浄化槽の維持管理について（概要）というページをお開きいただけますでしょうか。

資料の上のほうにある絵を御覧ください。浄化槽につきましては、郊外地域や山間部など、下水道がカバーしていない地域で家庭などに設置をされまして、汚水処理施設として重要な役割を果たしているところです。

現在の浄化槽については、この絵の左側にあるように、トイレからのし尿だけではなくて台所などからの生活雑排水、この双方を処理する合併処理浄化槽というものです。これに対して絵の右側にある単独処理浄化槽、こちらは、トイレの水洗化が非常に切実に求められる中、下水道がまだないというところで高度成長期などを中心に数多く設置をされまして、トイレからのし尿のみを処理をしますが、台所などからの生活雑排水は、川へそのまま放流をしてしまうというものです。台所などからの生活雑排水をそのまま放流してしまうので、環境に負荷がかかります。平成13年度以降は原則新設禁止となっており、現在は徐々に減少しているところではありますが、浄化槽全体で見ますと半数近くを占めているという状況です。

この単独処理浄化槽自体も問題ではありますが、深刻な課題となっているのは、この単独処理浄化槽は古いことから、老朽化が進んで非常に状態の悪いものが増えているという課題です。漏水や破損、変形が生じる浄化槽、こういったものは令和2年度で約7,000件に及んでおり、そういったものにどう対応するかが課題です。今般の調査では、この絵で言うと右端に浄化槽に傷の入った絵で表したつもりですが、こうした老朽化が進んで非常に状態の悪い単独処理浄化槽につきまして、都道府県等が判定して強い対応を取る仕組みが設けられましたので、それがうまく機能しているかの状況を調べるというものです。

それでは、「浄化槽行政に関する行政評価・監視（案）」の紙にお戻りください。冒頭に調査の狙いですが、生活環境の保全に重大な影響のある浄化槽への措置を確実にいき、水質保

全や悪臭の防止を図るとしております。

その下、把握している状況の一つ目のチェックです。これについては先ほど御説明したとおりですが、1点補足しますと、行政相談でも浄化槽に関する苦情は比較的多く見られるところで、その中で汚水の異臭を訴えるといった内容のものが多くなっております。

二つ目のチェックですが、このような状況の下で令和元年に浄化槽法が改正され、令和2年4月から施行されました。その中で、このローマ数字の i) とあるところにありますように、放置すれば生活環境の保全などに重大な支障が生ずるおそれのある単独処理浄化槽、こういう周辺的生活環境の保全の面で非常に支障になるようなもの、これについて、都道府県等が特定既存単独槽と判定して、除却、すなわち生活雑排水も処理できる新しい合併処理浄化槽に取り替えてもらうことを求めるための助言・指導、更に勧告、それでも従わない場合には措置命令という行政処分も出せるといった権限が規定されたところです。また、必要な情報や対応方針の共有など、特定既存単独槽の判定などにも資すると考えられる浄化槽台帳の作成、あるいは法定協議会の設置といった事項についても新たに法定されたところです。

環境省におきましては、この法改正を踏まえて、特定既存単独槽に対する措置に関する指針や浄化槽整備の取組事例集などを作成しまして、都道府県等に提示をしているところです。

しかしながら、この老朽化が進み不適正な単独処理浄化槽は年々増加しているにも関わらず、現在、この特定既存単独槽に対する措置を行っているのは1都道府県のみで、この制度が十分に活用されているとは言えない状況ではないかと考えております。

考えられる要因の1点目としまして、特定既存単独槽を判定するための指針が現場の実情に合っておらず、活用しづらいものとなっているのではないかとという点が挙げられます。

例えば、漏水をしているといった深刻な状態の単独処理浄化槽を把握している場合であっても、周辺環境への影響も調べなければいけないということで判定項目が煩雑である、また、そういった場合においても、改めて立入検査をしなければいけないといったことが求められており、負担が重いといった声が地方公共団体からは聞こえてくるところです。また、地方公共団体からは、この特定既存単独槽の判定について、強い公権力の行使につながる措置ということで抵抗感があるといった、こうした措置に及び腰となっているような声もまま聞かれましたので、そういった点につきましても、事例に即して実情をよく調べていきたいと考えております。

2点目としまして、この法定協議会や台帳という新たに法定されたツールについても、措置方針の策定や関係業者からの情報収集、そういったことに役立てようとする動きもごく一部では見られますが、幾つか試みに聞いてみた限り、余り広がりを見せているようには見えない。現場での活用が必ずしも進んでいないのではないかという点が挙げられると考えております。

環境省の指針などを見ましても、これらのツールをどのように使えば特定既存単独槽の判定などに役立つのか、十分具体的には示されていないように見受けられますので、工夫の余地がないのかなど、これも実情をよく調べていきたいと考えております。

こうした観点から、把握すべき事項に記載の各項目について調べて、生活環境の保全に重大な影響のある浄化槽への措置を確実にいき、水質保全や悪臭の防止を図るために国として何ができるのか、示していけたらと考えております。

説明は以上です。

(岡会長) 柴沼評価監視官、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対して御意見、御質問を頂きたいと思えます。いかがでしょうか。薄井委員、どうぞ。

(薄井委員) ありがとうございます。

非常に重要なテーマだと思います。先ほど柴沼評価監視官から御説明があったとおり、本来、広域下水道、合併処理浄化槽が設置されるべきですが、それができないものが単独処理浄化槽になっている。ところが、この下水道施策としては、グラデーションはついているけれども、施策の体系としては、みんな同じ問題を抱えているのだと思います。それは、受益者負担の在り方という点です。もちろん広域下水道の場合には、需要密度も高いですし、そこから一定程度の受益者負担ができます。合併処理浄化槽は中間的ですが、この個別の浄化槽については、先ほど法律的な強い措置というお話がありましたが、一方でその受益者負担について、どこまで適用できるのか。

例えば、限界集落で御老人の方が2人で住んでいて、単独処理浄化槽に対する措置を取りたくても負担はできないという場合には、公権力としてどこまで対応できるかという切実な問題も感じます。

前葉委員の意見書にありますとおり、一定の期間で実効力をあげるとすれば、場合によれば、そういったものについては思い切って補助金といいますか、公的な助成で事業を促進する、それぐらいの何らかの措置を打たないと、なかなか法律及びここで御指摘されているよ

うなマニュアル、基準の運用だけで乗り切っていけるのか疑問も感じます。

したがって、冒頭の問題意識に戻りますが、本件も含めて、下水道関係の施策における受益者負担の在り方という根本的なところが初めにあって、その上でこの単独処理浄化槽をどう考えていくのかという発想が必要なのではないかと考える次第です。

最後にもう一つ、先ほどの事例とも似ておりますが、これも所管省庁が複数で異なります。例えば、広域下水道であればもちろん国土交通省、しかも相当潤沢な予算があります。ただし、インターネットで昨年の予算査定を検索したところ、これから先、需要密度の問題もあって、国は、むしろ広域下水道については抑制し、合併浄化槽等にシフトできるものについてはシフトすべきだという財務大臣のコメントも出ていますので、ここでも根本的に受益者負担の問題が更に問われているのだらうと思います。

私からは以上です。どうもありがとうございました。

(岡会長) 薄井委員、ありがとうございました。

柴沼評価監視官、コメントあるいはお答えをお願いいたします。

(柴沼評価監視官) 御指摘をありがとうございます。

まず浄化槽について、下水道との関係、状況というのは、まさに御指摘のとおりかと思えます。そうした中で、浄化槽についての助成の在り方なども長年検討がなされているのだと思えますが、現在、浄化槽については、例えば家庭に設置をされる場合で言いますと、個人の家庭の所有物になるということがございまして、所有物に対しては国が公費を助成していく。公益見合いで4割まで公費が出るような仕組みが基本になっております。さらにそのほか、宅内配管工事などにも別途助成が出るといった仕組みが設けられていると承知をしております。

そういった中で、それが十分か、不十分かといった議論はあろうかと思いますが、この仕組みについては、持ち主はなかなか意識がしにくいかもしれませんが、周辺的生活環境に支障を及ぼしていることに対して、管理者としてどこまで責任を果たしていくかという問題でもあります。この新しく法律に基づいて作られた仕組みがある程度一定の役割を果たす必要があるのではないかと。それについて、一つの都道府県では、管理者にも働きかけをして機能しているように見受けられるのです。その都道府県におきましては、補助を上乗せするような方法ではなくて、特定既存単独槽として問題のあるものを判定して、一つ一つの管理者に対して働きかけをして、それぞれの実情に応じて、除却できるものは除却をしていきます。なかなか難しい場合でも、少なくとも修繕をするなりして様子を引き続き見るといった

形で対応をしているようで、そういった努力は必要だろうと思います。この制度を見る限り  
余り尻込みをしていいというものでもないと思受けられますので、その辺りはよくよく実  
情、背景を、御指摘の点を踏まえながら見ていきたいと考えております。

(岡会長) 柴沼評価監視官、ありがとうございました。

薄井委員、今の柴沼評価監視官のコメントでよろしいですか。

(薄井委員) はい。現行制度でできるものについては、極力最大限創意工夫で行って  
いくことについては、全く異論はありません。

ただ、一定の時間内に最大の効率化を図るのであれば、現場の地道な努力だけに任せてお  
くということではなくて、受益と負担の考え方を整理し、その上で公的助成をもっと思い切  
って増やしていくような、そういう提言も必要だと個人的には考えます。どうもありが  
うございました。

(岡会長) ありがとうございました。

ほかの委員はいかがでしょうか。牛尾委員、どうぞお願いいたします。

(牛尾委員) 今回、予備的に調査されたところ、1都道府県だけがきちんと実施してい  
るというお話をしていただきましたが、それはとても大きな収穫だと思います。その1都道  
府県だけができていて、残りの46都道府県はできないという部分に対して、なぜ1都道府  
県がきちんとできたのかということだけでも明確化して、ほかの残りの46都道府県に  
対して、その1都道府県のやり方はこういうやり方で、同様に対応できないかという情報  
発信や呼び掛け、横展開ができるような形になると、これは非常に大きな成果が出る  
と思います。

中山間地等の人口減少に伴うこの問題は、非常に重要なので、この浄化槽行政に関する  
評価・監視については、私も今後も個人的に関心を持たせていただきたいと思いま  
す。ありがとうございました。

(岡会長) 牛尾委員、ありがとうございました。

柴沼評価監視官、コメントをお願いいたします。

(柴沼評価監視官) 御意見をありがとうございます。

先行している1都道府県においては、土木部が浄化槽を担当しています。浄化槽の問題に  
ついては、環境面の問題だけでなく浄化槽の構造面の知見も必要になってくるというこ  
とで、土木部局、建築基準部局との連携も重要になってくるため、そういった点も非常  
によくできているといった背景があります。また、指定検査機関など、関係団体との  
連携も以前から非常によくできていて、それらが一丸となって対応をしていると聞  
いております。

ちなみに、この都道府県の人員については、全国的に見ると平均以下となっています。そういう中でもかなり工夫をされているのは、一つはこの指定検査機関などとの連携に注力していることがあろうかと見ております。そういった点も、背景も含めてよく全国の状況を見ていくことによって、横展開できる要素をしっかりと取り出して、また我々の調査を通じて世の中に知らせていくことで、御指摘のような効果を生んでいきたいと考えております。

(岡会長) 柴沼評価監視官、ありがとうございました。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。岩崎委員、どうぞお願いいたします。

(岩崎委員) ありがとうございます。御説明もどうもありがとうございました。

人口高齢化のみならずインフラの老朽化という面で、非常に喫緊の課題だと思えますが、中長期的な視点で考えてみると、今後の少子・超高齢化・人口減少社会の影響で、2040年問題の解決が重要な課題になります。今はコンパクトシティやスーパーシティなどの推進によって、道路、あるいは上下水道なども含めて、インフラ整備にかかる費用を抑えるメリットがあるとも期待されます。個人負担も大きいため、今後、こうした社会環境の変化に合わせて、いかにその効率性や費用対効果も鑑みながら検討をしていくのが重要な課題かとも思っております。

以上です。

(岡会長) 岩崎委員、ありがとうございました。

柴沼評価監視官、何かコメントがあればお願いいたします。

(柴沼評価監視官) 污水处理施設については、下水道処理を所管する国土交通省、農業集落排水施設を所管する農林水産省、それからこの浄化槽を所管する環境省と、3省が連携をして令和8年度までに、おおむね污水处理施設を行き渡らせるという目標を持って進めているところと承知をしております。各都道府県、更には市町村で計画を作って污水处理施設の整備を取り決めている。そうした中で、それぞれの地方の実情に応じて、例えば人口動向を踏まえると、集合排水施設を整備することは現実的ではないと判断をする、そういう地方公共団体も見受けられます。そういったところでは、下水道処理区域であったところを浄化槽処理区域に切り替えて浄化槽を進めていくといった動きも見られますので、この浄化槽行政にしっかりと取り組んでいくことは、そういう意味でも現在は重要性を持っているのではないかと考えております。

(岡会長) ありがとうございました。

ほかの委員の方、いかがでございましょうか。田辺臨時委員、どうぞ。

(田辺臨時委員)      ありがとうございます。

インフラの老朽化に対してどう対応をするのか、もちろんこの浄化槽自体はそのインフラの延長のような問題だと思いますが、現在、実際に国で負担しているインフラの予算の半分以上が老朽化対策、維持のためのものになっているので、新規ではないところでどういう展開ができるのかを見ていく例としては、非常に良い例とっております。

ただ、委員の御指摘の中にもありましたが、本人負担の問題があります。これがネックになっているとは申し上げませんが、一つ状況を難しくしている部分があるのだらうと思えます。一番似たような例としては、既存不適格な建築基準法違反の住宅に住んでいて、あと10年もすれば本人は亡くなるからいいでしょうという論理があります。恐らく、浄化槽の場合も、若干法的な公害を出しているかもしれないが、あと10年もすればもう誰もいなくなってしまうからというロジックで、もしかしたら措置していないのかもしれない。それは頑張れともなかなか言いづらいところがありまして、どう対処するのかというところは、ある種限られた時間の中の横展開ができそうな問題のうちの一つかなと思っているというのが一つであります。

あと、見ていく観点として三つ挙げていただきました。一つは、措置が、簡単に言うと強過ぎて使えないという典型例だと思います。そのために、結局私権の問題が入ってきますので、どこまで関与していいのというところがあります。それはほかのところ、例えば、前回の政策評価審議会で扱っていただいた「ごみ屋敷」なども、同じような構造の問題がありますので、それを含めてうまい処理を実施しているところがあれば横展開をしていただければと思います。

それから、2番目は台帳の使い方、この種のインフラは、台帳はそろっているが何も使っていないという例が結構あります。ほかの様々な道路、その他のインフラのところでも同じような問題が出てくるので、台帳という一覧性を持って把握しているものをどう使うのかと、特にその維持という側面においても、うまい使い方をしているところ等をチェックして横展開をしていただければと思います。

最後は法定協議会で、この協議会というのもここ四半世紀ぐらいの行政のやり方の一つの特徴で、要するに、関係者を集めて、そこで協議して、了解を取ってがんがん進めていくというやり方なのです。ただ、これも他の領域を見ても、うまくいっているとは余り思えない。どうすれば法定協議会が実際に機能するものになるのか、その中でどういうイニシアチブを誰が取ればいいのかというようなことに関しても調査を進めていただくと、かなり

横展開の利く調査、それから、評価手法が出てくるのではないかと期待しております。

以上です。

(岡会長) 田辺臨時委員、ありがとうございました。

何かコメント、事務局はございますか。よろしいですか。

(柴沼評価監視官) ありがとうございます。

非常に難しいケースが多々あるということも御指摘のとおりかと思っておりますが、難しいケースが全てということではないだろうと思っております。実際に進めている1都道府県の例で言うと、先ほども申し上げましたけれども、1件1件当たって除却につなげているといったものも出てきております。ほかの地域でもどのようにやればうまくいくのか、事例に即して、御指摘の様々な視点も踏まえながら考えていくことが必要ではないかと思っております。

台帳や法定協議会についても、活用の方法を御指摘も踏まえながらよく探っていきたいと考えております。よろしいでしょうか。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

以上をもちまして、意見交換を終了させていただきますが、行政評価局においては、本日のこの審議内容を踏まえまして、具体の調査設計を進めていただければと思います。

本日の議題は全て終了いたしました。以上をもちまして、第30回政策評価審議会を閉会いたします。

委員の皆様、お忙しい中を御参加いただきまして、誠にありがとうございました。

(以上)